

# つちや通信

秋の気配が今ひとつ感じられないまま、カレンダーの日付だけは、秋から冬へと一歩づつ近づきつつあります。皆様の元にも生命保険会社や損害保険会社からのご案内が送られて、そろそろ、年末だなーと、感じられたのではないのでしょうか。そうすると、つちや通信の出番、そうです。年末調整です。ご無沙汰ではありましたが、これは外せません。基本的な方法は、例年どおりですが、多少の改正点があります。以下を参照に早めの処理をお願いします。

所属	経理課	職名	事務職員	住所	氏名	管理番号	
				東京都港区麻布3-3-5	鈴木 一郎	21	
区分	月日	給与	社会保険料	社会保険料控除	給与所得控除	年末調整	引当
給	1.25	359,700	47,982	311,718	2	11,000	11,000
給	2.25	359,700	47,982	311,718	2	11,000	11,000
給	3.25	359,700	47,982	311,718	2	11,000	11,000
給	4.26	363,300	47,982	315,318	2	8,990	8,990
給	5.25	363,300	47,982	315,318	2	8,990	8,990
給	6.25	363,300	47,982	315,318	2	8,990	2,390
給	7.26	363,300	47,982	315,318	2	8,990	8,990
給	8.25	363,300	47,982	315,318	2	8,990	8,990
給	9.24	363,300	47,982	315,318	2	8,990	8,990
給	10.25	363,300	47,982	315,318	2	8,990	8,990
給	11.25	363,300	47,982	315,318	2	8,990	8,990
給	12.24	363,300	47,982	315,318	2	-	439,082
計		4,348,800	578,794	3,770,006		98,320	
賞	7.7.9	693,000	8,316	684,684	2	41,081	
賞	12.12.6	887,000	10,644	876,356	2	52,581	
計		1,580,000	18,960	1,561,040		93,662	

- 各項目の“計”（斜線部）の記入をお願いします。（百円未満端数切捨）
- 生命保険会社、損害保険会社等の控除証明書の提出を従業員のみなさまにお願いして下さい。
- 住宅取得等特別控除のある方は、借入額の残高証明書の提出をお願いして下さい。
- 扶養親族の異動の有無を確認して下さい。
- 配偶者の方に収入があれば、収入金額を確認して下さい。

## 《今年の改正点・注意点》

### ・定率減税

年調年税額より年調定率控除額（年調年税額の20%相当額で、最高25万円）を控除します。但し、各月で減税を実施している場合には、新たな減税による還付が発生しない場合があります。

### ・扶養控除額の割増

#### 特定扶養親族の扶養控除額の割増

→扶養親族のうち、16歳以上23歳未満の人がいる場合  
58万円が5万円引き上げられ63万円になります。

#### 年少扶養親族の扶養控除額の割増

→扶養控除のうち、16歳未満の人がいる場合  
38万円が10万円引き上げられ48万円になります。

### ・最高税率の引き下げ

平成11年以後の各年分の所得税について所得税の最高税率が37%へ引き下げとなります。

課税給与所得金額又は 課税退職所得金額 (A)	税額	(改正前)
330万円以下	(A)×10%	(A)×10%
330万円超 900万円以下	(A)×20% - 33万円	(A)×20% - 33万円
900万円超 1800万円以下	(A)×30% - 123万円	(A)×30% - 123万円
1800万円超 (3000万円以下)	(A)×37% - 249万円	(A)×40% - 303万円
(3000万円超)		(A)×50% - 603万円

注：（ ）の金額は改正前の区分です

### ・住宅借入金等特別控除

いわゆる、住宅ローン減税ですが、基本的には以前の住宅取得等特別減税と同じで、一年目の減税は確定申告にて行います。

今までの、住宅取得等特別減税は、従来どおりの処理でお願いします。

### ・通勤手当の非課税限度額

例年、通勤手当をそのまま全額課税にしている会社が見られます。1か月当たりの非課税限度額の範囲内で総支給額から引くことができますので、裏面の一覧表を参考に各人の限度額を計算して年末調整を行ってください。

ここが  
定率減税!!

$$191,200 \times 20\% = 38,240$$

$$\textcircled{2} - \textcircled{2} \textcircled{3} = 338,240$$

$$\textcircled{2} - \textcircled{3} = 152,900$$

$$\textcircled{19} - 38,240$$

$$= 152,960$$

$$\rightarrow 152,900$$



## 1 か月当たりの通勤手当の非課税限度額

区 分		課税されない金額
①交通機関又は有料道路を利用している人に支給する通勤手当		1 か月当たりの合理的な運賃等の金額 (最高限度 100,000 円)
②自転車や自動車などの交通用具を使用している人に支給する通勤手当	通勤距離が片道 35 km 以上である場合	20,900 円 (運賃相当額が 20,900 円を超える場合は、その運賃相当額) (最高限度 100,000 円)
	通勤距離が片道 25 km 以上 35 km 未満である場合	16,100 円 (運賃相当額が 16,100 円を超える場合は、その運賃相当額) (最高限度 100,000 円)
	通勤距離が片道 15 km 以上 25 km 未満である場合	11,300 円 (運賃相当額が 11,300 円を超える場合は、その運賃相当額) (最高限度 100,000 円)
	通勤距離が片道 10 km 以上 15 km 未満である場合	6,500 円
	通勤距離が片道 2 km 以上 10 km 未満である場合	4,100 円
	通勤距離が片道 2 km 未満である場合	全額課税
③交通機関を利用している人に支給する通勤用定期乗車券		1 か月当たりの合理的な運賃等の額 (最高限度 100,000 円)
④交通機関又は有料道路を利用するほか、交通用具も使用している人に支給する通勤手当や通勤用定期乗車券		1 か月当たりの合理的な運賃等の額と②の金額との合計額 (最高限度 100,000 円)



老一ノハ多さ依所、おせいお日の一せくじば、老もひあけるじ意てさひきあ運賃の増、若体内家づのさ依所会期間言動ゆさく井会期間命主まコ元の増寄、老もひあてこぎて正てて、さあおさき、おこもじすひなむづの式ひるじ想、ご一おさ末手、さきさき、づりる、おさやあびご、なすじもひあむつ太心無く、せう基礎末手、せづこさ、番出の引返ゆさ、早コ照会さすし、老もひあひ片五短の心き、おもづひはろ手間、おあてお閉本基、いさ、老もじり願はる野取の心

種別		金額		税率		課税額	
標準	超過	標準	超過	標準	超過	標準	超過
20,900	4,000	20,900	4,000	15%	10%	3,135	400
16,100	4,000	16,100	4,000	15%	10%	2,415	400
11,300	4,000	11,300	4,000	15%	10%	1,695	400
6,500	4,000	6,500	4,000	15%	10%	975	400
4,100	4,000	4,100	4,000	15%	10%	615	400
2,000	2,000	2,000	2,000	15%	10%	300	200
1,000	1,000	1,000	1,000	15%	10%	150	100
500	500	500	500	15%	10%	75	50



- 「借」の日数各
- 井会期間命主
- 井会期間
- 井会期間命主
- 井会期間命主
- 井会期間命主
- 井会期間命主